

九運鉄計第50号
平成29年 7月13日

九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 殿

九州運輸局長

精神障害者に対する各種割引制度の適用について

鉄軌道事業者における障害者割引等については、各事業者のご理解とご協力のもと実施頂いているところですが、精神障害者に対しても身体障害者及び知的障害者と同様に各公共交通機関の運賃割引制度の適用対象とするよう障害者団体等から度重なる要請があっており、また、国会においても繰り返し取り上げられるなど、多くの声が寄せられているところです。

このような状況を踏まえ、別添のとおり国土交通省鉄道局長より通達（平成29年7月6日付け、国鉄事第77号）があったので通知します。

つきましては、精神障害者に対する各種運賃割引等の適用について、引き続きご理解とご協力を頂きますようお願いします。